

国立大学法人京都大学教員就業特例規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(降任及び解雇)</p> <p>第5条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。</p> <p>2 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。</p> <p>3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後5日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。</p> <p>4 教育研究評議会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。</p> <p>5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第9条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。</p> <p>2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(降任及び解雇)</p> <p>第5条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>第6条～第8条 (懲戒)</p> <p>第9条</p> <p>2</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、所属長が所属する教員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたと認める場合に、当該教員から退職の申し出があったときの当該教員に係る懲戒審査については、<u>国立大学法人京都大学教職員懲戒規程（平成16年達示第86号）第14条の2の規定による。</u></u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>

(同 左)